

広島県告示第六百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十六年十一月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年十一月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市十日市東四丁目三八五番一地先から 三次市十日市東一丁目一〇六七番一三地先まで	旧	六・〇〇〇 一・五〇〇	一、〇五二・ 〇〇	区域を変更する年月日 平成二六年一月五日 ルート変更 不用物件 延長一、〇五 二・〇〇メー トル
三次市十日市南一丁目三六四番一地先から 三次市十日市中二丁目一六二七番五地先まで	新	一一・五〇 〇 三・三八・〇 〇	八五〇・〇〇	一般国道一八 三号、一般国 道一八四号及 び県道三次高 野線と一部重 複